



2020 年度 ビル設備管理技能検定受検案内（1級・2級）

厚生労働大臣指定試験機関

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL 03-3805-7560 / FAX 03-3805-7561

URL <https://www.j-bma.or.jp>



技能検定制度は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的に、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する制度で、昭和 44 年制定の職業能力開発促進法に基づき実施されています。

平成 8 年にはビル設備管理が新たに検定職種として追加され、ビル設備管理に従事する人々の技能が国家検定として認められるようになりました。技能検定に合格した者には等級ごとの合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。技能士を目指し、ふるって受検して下さい。

1. 2020 年度技能検定（1級・2級）実施日程

事 項	摘 要
受検案内・申請書配布	2020 年 5 月 11 日(月)～
受 付 期 間	2020 年 6 月 5 日(金)～6 月 24 日(水) 受付時間は平日 10 時～17 時 1) 申請書を持参する場合：受付最終日(6/24)の 17 時まで 2) 申請書を郵送する場合：受付最終日(6/24)の消印有効(厳守) 注) ネットでの申請はできませんので、ご了承ください。受検申請書のダウンロードのみ可能です。本案内の 6. (1) の③をご参照下さい。
・ 実技試験問題の公表 ・ 受検票交付	2020 年 7 月 31 日(金) 弊会より受検申請者に対して、受検票(学科・実技試験の会場や集合時間等を記載)および実技試験問題を発送します。 注) 2020 年 8 月 7 日(金)までに受検票が到着しない場合は、弊会又は各地区試験事務所までお問い合わせ下さい。
学科試験(1級・2級)及び実技ペーパーテスト(1級のみ)の実施日	2020 年 9 月 6 日(日)
実技作業試験実施期間	2020 年 8 月 20 日(木)～9 月 10 日(木) 注) 指定された試験日は、いかなる理由があっても変更できません。
合 格 発 表	2020 年 10 月 30 日(金) 注) 合格者は、当協会ホームページで受験番号にて公表します。

2. 受験資格 (実務経験年数の基準日は、当該年度の受付期間の最終日(2020年6月24日時点)とします。)

受験資格	実務経験年数		
	1級 技能士	2級 合格後	2級 技能士
ビル設備管理に関する実務経験のみ	7年	2年	2年
ビル設備管理に関する高校卒業	6		0
ビル設備管理に関する短大・高専・高校専攻科卒業	5		
ビル設備管理に関する大学卒業	4		
ビル設備管理に関する専修学校又は各種学校卒業(800時間以上)	6		
ビル設備管理に関する専修学校又は各種学校卒業(3,200時間以上)	4		
ビル設備管理に関する短期課程の普通職業訓練修了(700時間以上)	6		
ビル設備管理に関する普通課程の普通職業訓練修了(2,800時間未満)	6		
ビル設備管理に関する普通課程の普通職業訓練修了(2,800時間以上)	4		
建築設備管理科職業訓練指導員免許取得	1		

3. 試験の免除

対象者	免除の範囲
1級の学科試験に合格した者 ^(注1)	1級及び2級の学科試験の全部
1級の実技試験に合格した者 ^(注1)	1級及び2級の実技試験の全部
2級の学科試験に合格した者 ^(注1)	2級の学科試験の全部
2級の実技試験に合格した者 ^(注1)	2級の実技試験の全部
職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者 ^(注2)	1級及び2級の学科試験の全部
技能照査に合格した者 ^(注2)	2級の学科試験の全部
1級技能士コースにおける修了時試験の合格者で、当該訓練を修了した者 ^(注2)	1級及び2級の学科試験の全部
2級技能士コースにおける修了時試験の合格者で、当該訓練を修了した者 ^(注2)	2級の学科試験の全部
ビル設備管理職種 ^(注2) の中央技能検定委員、都道府県技能検定委員又は指定試験機関技能検定委員の職にあった期間が通算で2年以上である者	1級及び2級の実技試験の全部

注1) **一部合格者については、学科試験又は実技試験に合格した日から、3年間を(最終年にあつては年度末まで)有効期間とする。ただし、平成29年度(2017年度)までの一部合格者については、2022年度末(2023年3月31日)までを有効期間とする経過措置を設けます。**

注2) ビル設備管理職種に相当する訓練又は免許に限る。

4. 試験の概要

(1) 学科試験

等級	設問	試験時間	合否基準点(配点)
1級・2級	真偽法25問及び択一法25問	100分	65(100)点

(2) 実技試験

等級	課題	試験時間	各課題、実技ペーパーテストの合否基準点(配点)	全体の合否基準点
1級	課題1: 電動機起動盤の故障箇所の探索と修理	30分	16(40)点	60(100)点
	課題2: ダクト内の風速測定と測定結果の応用	15分	10(25)点	
	実技ペーパーテスト: ビル設備管理計画の作成及びビル設備の運転監視作業	40分	14(35)点	
2級	課題1: 電動機起動盤の故障箇所の探索と修理	30分	20(50)点	60(100)点
	課題2: ダクト内の風速測定と測定結果の応用	10分	14(35)点	
	課題3: 節水型フラッシュバルブの点検と交換整備	15分	6(15)点	

5. 受検手数料及び納付方法

(1) 受検手数料（非課税）

等級	学科試験	実技試験	合計
1級・2級	3,700円	18,700円	22,400円

※ 実技試験受検手数料減免：2級を受検者する方で、2020年4月1日時点で35歳未満の方(1985年4月2日以降に生まれた方で、出入国管理及び難民認定法 別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く)は、実技試験受検手数料(18,700円)のうち、9,000円が減免されます。

(2) 納付方法

- ① 受検手数料は郵便振替により払い込みください。
- ② 郵便振替用紙は所定の振替用紙または郵便局の振替用紙にて1名につき1枚をご使用ください。
- ③ 郵便払込票の控えを受検申請書の裏面に添付してください。
- ④ 払込手数料は、受検申請者のご負担となります。

(3) 受検手数料の返還

職業能力開発促進法（旧・職業訓練法）施行令（昭和44年政令第258条）第7条第3項により、申請を受理した後、以下の場合を除き、受検手数料の返還は致しません。

- ① 受検資格を満たしていないことが判明し、受検が認められなかった場合。
- ② 2020年7月3日（金）までに受検申請者本人から受検申請を取り消す旨の申し出があった場合。
- ③ 受検手数料の超過払込みが判明した場合。

6. 受検申請手続き

(1) 申請書類の請求

- ① 受検希望者は、それぞれ受検を希望する地区の試験事務所（「11.実施地区及び試験事務所」参照）窓口で直接、請求して下さい。
- ② 郵送を希望する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形2号：240mm×332mm）に1部に付き140円の郵便切手を同封してお申し込み下さい。
- ③ ホームページからダウンロードすることができます。 **※下記参照**

※ 弊会のホームページ（<https://www.j-bma.or.jp/>）に「資格／講習／検定」というリンク先がありますので、検索エンジンを使用せず、必ず弊会ホームページから接続して下さい。

(2) 申請書類の提出

- ① 受検希望者は、受検申請書類を受付期間内に直接持参されるか、簡易書留又は宅配便（メール便は除く）による送付で、受検を希望する地区の試験事務所へ提出して下さい。
 - ② 簡易書留又は宅配便による送付の場合は、受付期間中の消印又は受付印のあるものに限り受け付けます。
- 注) 普通郵便やメール便で送られた場合の未着については、一切責任を持ちません。

7. 提出書類

(1) 技能検定受検申請書

受検申請書に記載すべき事項は、正確明瞭に、漏れのないよう受検者本人が記入して下さい。記入に際しては、別紙の「申込みにおける留意点」及び「受検申請書記入説明」を熟読し、黒色のボールペンまたはインキで、正確に、ハッキリと書いて下さい。

(2) 特別の配慮を必要とする申請書

- ① 技能検定試験では、障がい等により既定の受検環境条件では受検者の技能を十分に発揮することが困難であると考えられる場合、技能検定試験の意義が失われることのない範囲で、補助具の使用等特別の配慮を受けることができます。
- ② 特別の配慮を希望する場合は、受検を希望する地区の試験事務所に対し、ご相談のうえ、「特別の配慮を必要とする申請書」を請求し受検申請時に提出して下さい。なお、受検申請時に未提出の場合、特別の配慮が受けられませんのでご注意下さい。

注) 特別配慮申請書は、受付の混雑する締め切り日近くを避け、できるだけ早めにご提出下さい。

8. 試験時における受検者の主な携行品

学科試験	受検票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）、 時計（腕時計等。ただし計算機能を搭載のものは除く）
実技ペーパーテスト （1級のみ）	受検票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）、 時計（腕時計等。ただし計算機能を搭載のものは除く）、 電子式卓上計算機（四則計算等の標準機能のみ）
実技作業試験	受検票、作業服（上・下）、作業帽、作業靴、回路計（テスタ）、 筆記用具（鉛筆、消しゴム）、電子式卓上計算機 注)必ず受検票に同封されている実技試験問題にて確認してください。

9. 受検票

- ① 受検票は、2020年7月31日（金）に弊協会から受検申請者宛（個人宛）に送付します。
- ② 受検票は、試験（実技作業試験、実技ペーパーテスト及び学科試験）に出席する際、必ず持参して下さい。
- ③ 受検票は、合格発表の際に必要となりますので大切に保管してください。（合格発表は、受検番号のみの発表です）

10. 試験実施場所

東京都、大阪府

注)試験実施場所は、受検申請状況により変更することがありますので、ご注意下さい。

11. 実施地区及び試験事務所

実施地区	試験事務所	所在地	電話番号
東京・ 関東甲信越	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F	03-3805-7560
近畿	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 近畿地区本部	〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-6-33 江戸堀フコク生命ビル 10F	06-4256-5376

注)その他詳しいことは、上記の各試験事務所又は当協会にお問い合わせ下さい。

受検申請書記入説明（1級・2級）

※書類不備の場合は、受付が出来ない場合もありますので、記載漏れが無いようにお願いします。

●申請日(提出日)を記入

●等級を記入

●住民票及び戸籍に記載されている氏名を正確に記入

●2020年4月1日の時点で35歳未満(34歳以下)の方は、受検料の減免措置が有

●住所は、番地だけでなく建物名(アパートやマンション)、号室まで、同居先等も記入
●必ず連絡が取れる電話番号を記入

●現在、お勤めの方は勤務会社を記入
●必ず連絡が取れる電話番号を記入

●受検資格に関する学歴を記入

●現在の勤務会社からさかのぼって、ビル設備管理に関する勤務先、部署、役職、在職期間、職務内容を記入

●試験免除資格のある方は、該当する試験に○印を記入
●技能検定の一部合格者は、合格日を記入
●通信訓練修了者は、修了証書の日付を記入

ビル設備管理技能検定
2020年度 1級・2級受検申請書

厚生労働大臣指定試験機関 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿
別紙の「申込みにおける留意点」および同紙裏面の個人情報保護の取り扱いについて同意の上、申請します。

申請日 年 月 日

検定職種	ビル設備管理	等級区分	2級	受検番号	※(注1) <記入不用>
受付地区	※ <記入不用>		受付日	※ <記入不用>	
試験会場	<学科・実技ペーパー試験会場>※ <記入不用>		<実技試験会場>※ <記入不用>		
フリカナ	デンキ	セツコ	性別	男・ 女	
氏名	電気 設子		生年月日(注3) 昭和・平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (〇〇歳)		
減免措置確認欄：※ 受検料減免措置：有・無（受検者申請者が○印を記入）					
<2級受検の方>2020年4月1日時点で35歳未満(昭和60年(1985年)4月2日以降生まれ)の方は、受検料が減免となります。※出入国管理及び難民認定法の別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。詳しくは「ビル設備管理技能検受検案内」の5.受検手数料及び納付方法を参照してください。					
希望実施地区	東京		近畿		
自宅	郵便番号	都道府県	市区町村・番地	建物(マンション・アパート)・同居先等	
	〒123 - 4567	東京都	荒川区〇〇 - 〇 - 〇	x x x マンション 101号	
	日中連絡先 03 - 1233 - 9876	携帯 090 - 1234 - 5678	FAX 03 - 1234 - 5678		
勤務先(注3)	会社名	(株)▲▲建物管理			
	郵便番号	都道府県	市区町村・番地	建物名等	
	〒111 - 4567	東京都	荒川区西日暮里▲ - ▲ - ▲	▲ビル 901号	
TEL(日中連絡先) 03 - 1234 - 4321		FAX 03 - 1234 - 3210			
学歴	学校名	学科又は課程	所在地	卒業年月日(西暦)	
	東京都立〇〇工業高校	設備工業科	東京都荒川区西日暮里〇-〇-〇	〇〇〇〇年〇月〇日卒業	
受検資格	勤務会社名及び事業所	部署役職名	職務内容	所在地	在職期間(西暦)
	〇〇ビル管理(株)	設備管理	運転・保守	東京都港区新橋 x x - x - x	20xx年x月~20xx年x月 (2年2カ月)
	(株)▲▲建物管理	設備管理	運転・保守	東京都中央区 x x - x - x	20xx年x月~20xx年x月 (5年1カ月)
				年月~年月 (年月)	
				在職年数	計 7年 3カ月
訓練履歴	訓練施設名(訓練名)	訓練科	所在地	修了年月日(西暦)	
				(年月~年月 年月)	
免許等の名称			免許取得日(西暦)	受検資格判定	
2級ビル設備管理技能士合格者(注3)			年月日	※ <記入不用>	
建築設備管理管理科の職業訓練指導員免許(注3)			年月日	※ <記入不用>	
試験の免除(注3)	免除対象	試験、検定、免許等の名称	合格日または免許取得日	免除資格判定	
	実技試験	ビル設備管理技能検定の1級又は2級の一部合格	年月日	実技試験 ※	
		ビル設備管理技能検定の1級又は2級の一部合格	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	※	
		ビル設備管理科通信訓練1級又は2級の技能士コース修了	年月日	※	

(注1) ※の欄は、事務局で記入しますので、申請者の方は記入しないで下さい。
 (注2) 現在、会社に所属されていない場合は、記入の必要はありません。
 (注3) 生年月日・受検資格(職歴除く)・試験の免除を証明する書類(写)の添付がない場合は、受検または試験の免除を受けられません。
 (注4) 記載事項を修正する場合は、2重取消線の上へ押印をしてください。修正テープの使用は禁止します。

●受検条件に関する訓練歴を記入

●(一財)建築物管理訓練センターが実施する通信訓練を記入

勤務先が複数の場合、在職期間の合計(通算何年何か月)を記入

ビル設備管理技能検定
2020年度 1級・2級受検申請書

厚生労働大臣指定試験機関 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

別紙の「申込みにおける留意点」および同紙裏面の個人情報保護の取り扱いについて同意の上、申請します。

申請日 年 月 日

検定職種	ビル設備管理	等級区分	級	受検番号	※(注1)		写真貼付欄 (全面貼付)	
受付地区	※		受付日	※				
試験会場	<学科・実技ペーパー試験会場>※		<実技試験会場>※					
フリガナ			性別	男・女				
氏名			生年月日(注3)				①脱帽・正面上半身を撮影したもので、撮影後6ヶ月以内のもの ②縦4cm×横3cmのカラー写真 ③裏面に氏名、生年月日を記入	
		昭和・平成 年 月 日生 (歳)						
減免措置確認欄：※			受検料減免措置：有・無（受検者申請者が○印を記入）					
<p><2級受検の方>2020年4月1日時点で35歳未満(昭和60年(1985年)4月2日以降生まれ)の方は、受検料が減免となります。※出入国管理及び難民認定法の別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は除きます。詳しくは「ビル設備管理技能検受検案内」の5.受検手数料及び納付方法を参照してください。</p>								
希望実施地区		東京・近畿						
自宅	郵便番号	都道府県	市区町村・番地		建物(マンション・アパート)・同居先等			
	〒							
日中連絡先		携帯		FAX				
勤務先 (注2)	会社名							
	郵便番号	都道府県	市区町村・番地		建物名等			
	〒							
TEL(日中連絡先)			FAX					
受検資格	学歴	学校名	学科又は課程		所在地	卒業年月日(西暦)		
	職歴	勤務会社名及び事業所	部署役職名	職務内容	所在地	在職期間(西暦)		
						年 月～ 年 月 (年 カ月)		
						年 月～ 年 月 (年 カ月)		
					年 月～ 年 月 (年 カ月)			
		在職年数		計 年 カ月				
訓練履歴	訓練施設名(訓練名)	訓練科		所在地	修了年月日(西暦)			
					年 月～ 年 月 (年 カ月)			
免許等の名称				免許取得日(西暦)		受検資格判定		
2級ビル設備管理技能士合格者(注3)				年 月 日		※		
建築設備管理管理科の職業訓練指導員免許(注3)				年 月 日		※		
試験の免除	免除対象	試験、検定、免許等の名称		合格日または免許取得日		免除資格判定		
	実技試験	ビル設備管理技能検定の1級又は2級の一部合格		年 月 日		実技試験	※	
		ビル設備管理技能検定の1級又は2級の一部合格		年 月 日		学科試験	※	
学科試験	ビル設備管理科通信訓練1級又は2級の技能士コース修了		年 月 日		※			

(注1) ※の欄は、事務局で記入しますので、申請者の方は記入しないで下さい。

(注2) 現在、会社に所属されていない場合は、記入の必要はありません。

(注3) 生年月日・受検資格(職歴除く)・試験の免除を証明する書類(写)の添付がない場合は、受検資格または試験の免除を受けられません。

(注4) 記載事項を修正する場合は、2重取消線のうえ押印をしてください。修正テープの使用は禁止します。

のりしろ

年齢確認書類（写）

- 受検者全員、必ず、添付して下さい。
- 生年月日が確認できる証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カードのいずれか一つ）の写し（1部）

のりしろ

受検手数料払込票（写）

- 受検者全員、必ず、添付して下さい。
- 払込票の控えは、ご自身で大切に保管してください。弊会から領収書の発行は、基本的に行っておりません。

のりしろ

試験の免除の証明書（写）

- 試験の免除を受ける者は、必ず、添付してください。
 - ①ビル設備管理技能検定（1級又は2級）の一部合格通知（実技・学科）の写し（1部）
 - ②ビル設備管理科通信訓練（1級又は2級）技能士コース修了証明書の写し（1部）

受検資格の証明書（写）

- 次の受検資格により申請する者は、必ず、添付してください。
 - ①2級ビル設備管理技能士の合格証書の写し
 - ②職業訓練修了証書の写し（1部）短期課程の普通職業訓練で、総時間700時間以上
 - ③建築設備管理科の職業訓練指導員免許の写し（1部）

■ 「個人情報の取り扱い」について

受検申請者は、個人情報の取り扱いについて、以下の事項を確認の上、同意された場合において、申し込みをお願いします。

1. 個人情報の管理について

弊会は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止のため、法令、ガイドライン、及び弊会の内部規則に従い、必要かつ適切な安全管理策を施し、取り扱う個人情報の保護に努めます。また、職員に対しても個人情報の適切な取り扱い等についての教育を行うとともに、業務委託先に対しても必要かつ適切な監督を行い、その保護に万全を期するように努めます。

2. 個人情報の取得、利用目的、保有について

- (1) 弊会は、技能検定試験を行うに際して申請者より個人情報を取得する場合は、本申請書をもって行います。偽りその他の不正の手段により個人情報の取得を行うことはありません。
- (2) 申請書に付された個人情報については、受検資格の確認、受検票および合格通知・合格証書の作成・送付、検定時の本人確認等、弊会が検定業務を行う際に必要な目的の範囲内において利用します。
- (3) また、弊会の規定により、申請書は3年間、個人データを含む受検者名簿および検定合格者（技能士）台帳については、永年弊会にて保有します。

3. 個人情報の第三者への提供について

弊会は以下の場合を除いて、あらかじめ申請者の同意を得ないで個人情報を第三者に提供することはいたしません。

- (1) 合格発表における弊会ホームページ (<https://www.j-bma.or.jp>) や、弊会機関誌「月刊ビルメン」誌および業界紙誌等に合格者の受検番号を公表する場合。
- (2) 2. の利用目的達成のために、弊会が適切な監督を行う業務委託先に、申請データの入力作業や受検票・合格通知・合格証書の印刷や書類の送付、統計処理など、個人情報の預託を行う場合。
- (3) 職業能力開発促進法施行規則第 63 条に基づき、指定試験機関として受検者の成績を記載した受検者一覧表を厚生労働省に届け出る場合。

4. 共同利用について

受付事務等を行う各地区本部については、上記 3. に掲げる第三者とは見なさず、弊会の共同利用者として位置付けます。技能検定を厳正かつ円滑に遂行することを目的に、受検申請書の個人情報に関しては、「1. の個人情報の管理」、「2. の取得・利用目的・保有」、「3. の第三者への提供」等、弊会と同様に、その保護については万全を期するように努めます。

5. 個人情報の開示・訂正・削除について

- (1) 申請者は、申請書に記載した内容に基づいて弊会が保有する個人情報について、自己に関する事実に基づく個人情報に限り、弊会所定の方法により開示を請求することができます。但し、次の各号いずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しない場合があります。弊会にて開示しない旨の決定をした場合には、申請者に対して速やかにその旨の通知を行います。
 - ①本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ②弊会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ③他の法令に違反することとなる場合。
- (2) 開示の結果、内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、弊会は速やかに当該個人情報の訂正又は削除に関する対応を決定して、申請者に通知するものとします。

6. 個人情報の利用停止等について

弊会は、申請者本人から、申請者本人が識別される個人情報が 2. (2) の利用目的に違反して取扱われているという理由、又は 2. (1) に違反して取得されたものであるという理由によって、その個人情報の利用停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した場合には、違反を是正する為に必要な限度で、速やかにその個人情報の利用停止等の措置を講ずるものとします。但し、その個人情報の利用停止等に多額な費用を要する場合等で利用停止等を行うことが困難な場合であって、申請者本人の権利利益を保護する為に必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

また、その個人情報の全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、申請者本人に対して速やかにその旨を通知するものとします。

7. お問合せの窓口について

個人情報の取扱いに関するお問合せ及び 5. 個人情報の開示・訂正・削除の請求及び、6. 個人情報の利用停止等の請求に関しては、以下にて受け付けいたします。

<個人情報問合せ窓口>

公益社団法人全国ビルメンテナン協会 技能検定係

電話 03-3805-7560

受付時間 土・日・祝日を除く平日の9時～17時

公益社団法人 全国ビルメンテナン協会会長